

## 令和5年度公正取引委員会調達改善計画の上半期自己評価結果（概要）

令和5年11月10日

公正取引委員会

### 1 重点的な取組

#### (1) トータルコストを重視した調達の検討

当委員会に設置している複合機について、複数ある契約を1つにまとめて新たに5年間の賃貸借及び保守等業務契約を締結するため、利用実績等を踏まえて設置台数やスペックの見直しを行い、複合機の設置台数を75台から70台に削減し、このうち20台を高速機（コピースピード：70枚以上/分）から中速機（コピースピード：55枚以上/分）にスペックを落として調達した。

複合機以外の庁舎内のインフラ（事務機器等）についても、引き続き、利用状況等の変化に応じて調達内容を見直すとともに、購入価格のみにとらわれず、調達後の運用・維持管理に要する費用を含めたトータルコストを重視して、計画的に経済性の高い調達を行うよう努める。

#### (2) 情報システム調達の改善

情報システム調達については、当委員会内の情報システムに関する調整、予算、調達等を統括する「PMO」と呼んでいる全体管理組織が、各課室の調達案件の概要を把握するとともに、事業者からの提案や積算内容を確認するなどして、調達方針の検討に関与した。このうち、前年度は、システムの設計・開発業者（以下「既存業者」という。）以外からは参考見積の協力が得られず、既存業者と随意契約を締結した1件について、令和5年度は、複数の事業者から参考見積の協力が得られて、競争に付することが可能であると判断できたことから、一般競争入札を実施し、既存業者以外の事業者と契約を締結した。

このように、案件によっては、既存業者以外から調達が可能となる場合があることがあらためて判明したことから、引き続き、案件の特性を考慮の上、既存業者以外の事業者の競争参加可否を確認するなど、競争性の確保に努め、更なる改善策の検討を進める。

### 2 共通的な取組

#### (1) 調達改善に向けた審査・管理の充実

公告は原則入札の15日前に実施するよう努めたところ、令和5年度上

半期に契約した入札42件のうち、38件（90.5%）で入札の15日前に公告を実施することができた。

このほか、案件ごとに、履行期間が十分に確保できているかなどについて検討し、前年度と比較可能な8件のうち6件（75.0%）で履行期間を長くしたところ、当該6件中4件（66.7%）で新規事業者が応札した。また、年間契約など、履行期間を変更できない案件については、前年度と比較可能な18件のうち11件（61.1%）で、公告から契約開始までの準備期間を長くしたところ、当該11件中7件（63.6%）で新規事業者が応札した。

## (2) 調達事務のデジタル化の推進

令和5年度上半期に契約した入札42件について、全ての入札でGEP Sを利用して公告を行うとともに、GEP Sの電子入札機能による入札参加を可能とした。

この結果、本局においては、電子入札率<sup>1</sup>が前年同時期の76.7%から90.2%に、電子契約率<sup>2</sup>が前年同時期の30.3%から56.8%に向上した。また、令和5年度上半期は地方事務所の入札案件が1件発生したことから、地方事務所において初めてGEP Sを利用して電子入札を実施したところ、従来入札参加業者は地元の事業者に限られていたが、今回は地元以外の事業者が入札に参加した。

なお、地方事務所においては、電子入札率が前年同時期の0%から100%に向上したが、電子契約率は前年同時期と同様に0%であり、変化が見られなかった。

以上

<sup>1</sup> 電子入札率＝電子応札案件数/電子入札案件数のことである。また、「電子入札案件数」は、入札案件数のうち、電子入札が可能な件数（紙と電子の混合を含む）のことであり、「電子応札案件数」は、開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数のことである。

<sup>2</sup> 電子契約率＝電子契約案件数/電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約数のことである。また、「電子契約案件数」は、契約確定件数（ただし、入札案件に限る。）のうち、契約書又は請書を電子で実施した案件数のことであり、「電子入札によらない電子契約数」は、電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した件数（電子契約案件数の内数）のことである。

重点的な取組、共通的な取組

調達改善計画							令和5年度上半期自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日～令和5年9月30日)										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期	定量的					定性的				
○		トータルコストを重視した調達の検討	庁舎内のインフラ(事務機器等)について、購入価格のみならず、調達後の運用・維持管理に要する費用を含めたトータルコストを重視して、計画的に経済性の高い調達を行う。	令和7年度に本局の庁舎移転を予定していることから、庁舎移転前から移転後の運用・維持管理等を見据えて調達内容を検討することは、調達改善の余地が大いと考えられるため。	A	R5	庁舎移転を見据えた調達を行い、トータルコストを削減する。	R7	A+	R7		A	・複合機の設置台数は75台(本局:52台、地方:23台)から70台(本局:49台、地方:21台)に削減し、このうち20台は高速機(コピースピード:70枚以上/分)から中速機(コピースピード:56枚以上/分)にスペックを落とすとして調達した。	R7	複合機の買値及び保守等業務契約は、5年間の国庫債務負担行為によって予算を確保しており、当該5年間のうちに複合機の利用状況や複合機の価格動向に大幅な変化が見られた。このように長期契約をするような案件については、利用状況等の変化に応じて調達内容を見直す必要がある。	複合機以外の庁舎内のインフラについても、引き続き、利用状況等の変化に応じて調達内容を重視するとともに、トータルコストを重視して、計画的に経済性の高い調達を行うよう努める。	
○		情報システム調達の改善	・情報システム調達については、当委員会内の情報システムに関する調査、予算、調達等を統括する全体管理組織(以下「PMO」という。)が積極的に関与して、調達の仕様及び方式を検討するとともに、事業者からの提案や積算内容を評価することによって、調達方法の改善策を講じていく。 ・また、次年度の予算要求段階から、PMOが重複投資の排除や機能の統廃合等の調整を行う。		A	R4	情報システム調達に関する予算要求から調達までの一連の流れにおいて、PMOの局内へのガバナンスを強化することにより、契約方式や調達価格の適正性を確保する。	継続	A	R4	・情報システム調達については、PMO(デジタル統括アドバイザー及び情報システム室の一部担当者を構成員に含む)が、各課室の調達案件の概要を把握するとともに、必要に応じて調達前後に開催する打合せに参加して事業者からの提案や積算内容を確認するなどして、調達方針の検討に関与した。 ・情報システム調達に関する令和6年度の予算要求においては、PMOが担当課室の作成した積算の妥当性を確認し、当委員会のシステム予算全体での調整を行った上で決定した。	A	・「下請取引事務処理システムの改修作業等の委託」について、前年度はシステムの設計・開発業者(以下「既存業者」という。)以外からは参考見積の協力が得られず、競争に付することが可能であると判断できたことから、一般競争入札を実施した。その結果、既存業者以外の事業者と契約を締結した。 ・令和5年度は、複数の事業者から参考見積の協力が得られて、競争に付することが可能であると判断できたことから、一般競争入札を実施した。その結果、既存業者以外の事業者と契約を締結した。 ・令和6年度の概算要求の際、これまで単年度での契約更新を行ってきたインターネット接続等の業務提供契約4件について、庁舎移転までの安定したサービス提供を確保するため、複数年度契約を視野に新たに国庫債務負担行為による予算要求を行った。	年間	情報システム調達に係る契約の更新については、案件によって既存業者以外から調達が可能となる場合があることがあらためて判明した。	引き続き、案件の特性を考慮の上で既存業者以外の事業者との競争参加可否を確認するなど、競争性の確保に努め、更なる改善策の検討を進める。	
○		調達改善に向けた審査・管理の充実【一者応礼の改善】	【調達改善に向けた取組】 ・公告期間を十分に確保する。 ・案件ごとに仕様書の内容を検証し、履行期間を十分に確保するとともに、必要に応じて仕様書で示す条件等を変更する。  【一者応礼案件の改善に向けた取組】 ・前回一者応礼となった案件について、チェックリストを活用した事前審査を行う。 ・継続して一者応礼となった案件については、契約監視委員会に諮り、外部有識者の知見を活用する。		A	H25	前年度と比較可能な入札案件について、新規事業者が応礼する案件の割合を増加させる。  また、年間契約など、履行期間を変更できない案件については、公告時期を早め、公告から契約開始日までの準備期間を十分に確保するよう努めた。	継続	A	R4	・公告は、原則、入札の15日前に実施して、契約内容を十分に周知し、多数の競争参加者を得るよう努めた。 ・案件ごとに、仕様書の内容を検証するとともに、履行期間が十分に確保できているかなどについて検討した。 また、年間契約など、履行期間を変更できない案件については、公告時期を早め、公告から契約開始日までの準備期間を十分に確保するよう努めた。  ・令和5年度上半期は、前回一者応礼となった案件と同種の発注がなかった。このため、チェックリストを活用して事前審査を行う機会がなく、また、継続一者応礼案件について契約監視委員会に諮る必要もなかった。  ・令和5年度上半期に契約した入札のうち、一者応礼となった案件については、入札説明書等を入札したらもの応礼しなかった入札不参加事業者のうち協力を得られた事業者からヒアリングを実施し、一者応礼となった要因を分析した。	A	・令和5年度上半期に契約した入札42件のうち、38件(90.5%)で入札の15日前に公告することができた。 ・履行期間については、前年度と比較可能な入札8件のうち6件(75.0%)で履行期間を長くしたところ、当該6件中4件(66.7%)で新規事業者が応礼した。 また、履行期間を変更できない案件については、前年度と比較可能な入札18件のうち11件(61.1%)で準備期間を長くしたところ、当該11件中7件(63.6%)で新規事業者が応礼した。  一者応礼の割合は、14.3%(一者応礼案件数:6件/入札件数42件)であり、昨年同時期の13.3%(6件/45件)から若干後退した。 なお、ヒアリングによって把握した入札に参加しなかった理由としては、「一者応礼の取扱いが終了し、仕様内容を充足することができないと判断したため」、「提出期限を失念し、期限内に書類提出ができなかったため」、「他の案件対応で手が回らず、タイミングが合わなかったため」などがあった。	年間	一者応礼が継続してしまった入札案件は発生しなかったものの、競争契約における一者応礼の割合が増加していることから、引き続き、チェックリストを活用した事前審査、入札不参加事業者へのヒアリングによる要因分析、契約監視委員会を活用した事後審査を実施していく必要がある。	他省市における改善事例や行政改革推進本部事務局の取組、契約監視委員会での指摘を踏まえて、引き続き、取組を実施する。	

調達改善計画						令和5年度上半期自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日～令和5年9月30日)											
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期	定量的					定性的				
	○	調達事務のデジタル化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札実施、契約書作成等にGEPS(電子調達システム)を活用する。</li> <li>地方事務所で実施する入札案件もGEPSによる入札とすることができないか検討する。</li> <li>事業者に対して電子契約を働きかける。</li> <li>見積書、請書、請求書等の電子メールによる提出を可能とし、書面により提出される場合も押印は不要とする。</li> </ul>		A	R4	調達手続の電子化を推進する。	継続	A	R4	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札公告や入札説明書等については、GEPSを使って調達ポータルに掲載するとともに、GEPSの電子入札機能による入札参加を可能とすることによって、事業者の事務負担軽減に努めた。</li> <li>地方事務所で実施する入札についても電子化を推進する方法を検討し、令和5年度上半期は地方事務所の入札案件が1件発生したことから、当該案件においてGEPSを利用して電子入札等を実施した。</li> <li>電子応れで落札した事業者に対して、口頭やメールによって電子契約を働きかけた。</li> <li>見積書の提出については、原則、電子メールとし、請求書等の提出については、契約業者が電子メールによる提出を希望した場合、全て電子データで受領した。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度上半期に契約した入札42件は、全ての入札でGEPSを利用して公告を行うとともに、入札説明書等をGEPSからダウンロード可能とした。また、全ての入札で、GEPSの電子入札機能による入札参加を可能とした。</li> <li>本局において、電子入札率は、90.2%(電子応札件数:37件/電子入札案件数:41件)であり、前年同時期の76.7%(33件/43件)から向上した。また、電子契約率は、56.8%(電子契約案件数:21件/電子応札案件数+電子入札による電子契約数:37件)であり、前年同時期の30.3%(10件/33件)から向上した。</li> <li>また、地方事務所においては、電子入札率は前年同時期の0%(0件/0件)から100%(1件/1件)に向上したが、電子契約率は前年同時期の0%(0件/0件)から0%(0件/1件)と変化が見られなかった。</li> </ul>	年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方事務所の入札案件は、地方事務所単位で見ると数年に1件程度しかないため、各地方事務所にてGEPSが利用できる環境を維持するコストなどの問題があった。しかし、令和5年度上半期は地方事務所の入札案件が1件発生したため、当該地方事務所の入札案件は、本局会計室の担当者が出張することによって、GEPSを利用して電子入札を実施した。この結果、従来、入札参加業者は地元の実業者に限られていたが、今回は、地元以外の事業者が入札に参加しており、電子入札が競争性の向上に寄与したと思考している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方事務所でGEPSを利用して電子入札を実施するためには、現状、本局会計室の職員が出張して対応する必要がある。しかし、地元以外の事業者が入札に参加するという効果が見られたことから、今後も、費用対効果を検証しつつ、継続して地方事務所で実施する入札の電子化を推進していく必要がある。</li> </ul>	これからもGEPSを積極的に活用する。

(注1) 電子入札率=電子応札案件数/電子入札案件数

- 電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能案件数(紙と電子の混合も含む)
- 電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数

(注2) 電子契約率=電子契約案件数/電子応札案件数+電子入札による電子契約数

- 電子契約案件数:契約確定件数(ただし、入札案件に限る。)のうち、契約書又は請書を電子で実施した案件数。
- 電子入札による電子契約数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した件数(電子契約案件数の内数)

## その他の取組

調達改善計画		令和5年度上半期自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日～令和5年9月30日)	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
1 オープンカウンター方式の実施 ・費用対効果を考慮した上で、物品購入、印刷製本及び役務提供について、オープンカウンター方式による調達を積極的に実施する。	継続	物品購入(8件)及び印刷製本(7件)についてオープンカウンター方式による調達を実施し、うち2件は令和4年度までに受注のなかった事業者が契約者となった。	
2 随意契約の事前審査の実施等 ・競争性のない随意契約のうち一定金額以上のものについては、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。	継続		令和5年度上半期に競争性のない随意契約を行おうとした15件について、随意契約審査委員会を実施し、契約の適否等について、事前審査を実施した。
3 契約の事後検証の実施 ・契約監視委員会において、調達の手続、契約の内容等について外部有識者による検証をし、指摘事項に基づき調達を改善する。	継続		令和5年6月にオンライン形式により契約監視委員会を開催し、令和4年下半期に契約した調達案件のうち、外部有識者3名が抽出した3件について、当該外部有識者による検証を実施し、その結果をホームページ上で公表した。
4 調達事務担当者に対する研修等 ・会計室以外の職員を対象とした研修を行い、調達事務に関する基礎知識の習得のほか、調達改善の取組等を紹介する。 ・調達事務のQ&Aや調達改善の取組に関する情報等をイントラネットに掲載し、会計室が把握した情報を共有する。 ・以上の取組により、組織全体として調達改善等の意識向上に努める。	継続	令和5年7月に、ハイブリッド形式により、本局の各課室の総括係長や地方事務所の総務係長等に新たに就いた職員18名を対象に、調達事務を含む予算執行に関する基礎研修を実施した。 また、令和5年9月に、オンライン形式により、本局の各課室及び地方事務所で調達業務に携わる53名を対象に研修を実施し、調達事務の基礎知識や公共調達の適正化に関する当委員会の取組を説明するとともに、当委員会が公表した「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」(報道発表平成30年6月13日)及び「官公庁における情報システム調達に関する実態調査について」(報道発表令和4年2月8日)を再周知した。	調達担当者向けのイントラネットを作成して、これまで分散していた調達に関する情報を当該イントラネットに集約するとともに、左記2つの実態報告書のほか、官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書の参考資料として作成した「1分で分かる官談法」や「理解度チェックリスト」を当該イントラネットに掲載し、これら実態調査の結果等を再周知した。
5 クレジットカード(法人カード)の活用 ・公共料金及び高速料金の支払にクレジットカードを活用する。	継続		公用車のETC料金については、本局及び7地方事務所全てにおいて、引き続き、クレジット決済を活用した。また、水道料金については、クレジット決済が可能な4地方事務所において、引き続き、クレジット決済を活用し、支払手続の効率化が図られた。

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
(対象期間: 令和5年4月1日～令和5年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【 池谷 修一(公認会計士)】 意見聴取日【 令和5年10月29日 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○トータルコストを重視した調達を検討 トータルコストを重視した調達の検討について、課題が的確に抽出されているか。また、今後の対応は十分かつ適切なものか。</p> <p>○調達事務のデジタル化の推進 今回初めて地方事務所で電子入札を実施し、地元以外の事業者が入札に参加するという効果が見られたが、地方事務所の入札案件は地方事務所単位で見ると数年に1件程度しかないので、本局会計室の職員が出張して対応した。このような状況の中、地方事務所で実施する入札について、引き続き、電子化を推進していくべきか。</p> <p>○調達事務担当者に対する研修等 今後、当委員会内で、どのように調達改善に資する実践的ノウハウ等の情報を共有していくべきか。</p>	<p>○複数ある契約の一本化、利用実績による台数及びスペックの見直し、情報システムの契約更新において既存事業者以外からも調達可能な案件があることの判明等は、重点的取組の成果と認められます。長期間契約は、インフラ機器の高性能化、公正取引委員会の利用状況の変化等のリスクもあることから、当初想定との実績対比（利用者による具体的満足度の実現を含む）検証も重要です。併せて、当該案件以外への展開、さらなる改善に期待します。</p> <p>○調達事務のデジタル化は時代の流れで引き続き実施すべきと考えます。一方、公正取引委員会内での対応については、改善の余地があると考えます。例えば、本局職員の出張についてはzoomによる会議参加等の検討、工夫が望まれます。</p> <p>○令和5年度上半期も含め、地道な活動により今日の調達改善が実現しています。これもこれまでの改善活動の成果の賜物であり、これらのマニュアル化、チェックリスト化等により、実体験に裏付けされた知識のシェア、それに基づく現実変化対応こそが肝要であると思料します。</p>	<p>○庁舎内のインフラについては、適宜、インフラ機器の機能や利用状況の変化、業務への支障の有無などを把握して調達内容の見直しを行い、より経済性の高い調達を行うよう努める。</p> <p>○地方事務所で実施する電子入札については、事例の蓄積がないことから、まずは電子化を推進して、費用を抑える方法等を含めて課題を明確にしていく。</p> <p>○今後も調達担当者に対する研修を実施して、会計室の職員が実体験で得た知識等を他課室に共有するとともに、調達担当者向けイントラネットを活用していく。</p>

(対象期間:令和5年4月1日～令和5年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【 中村 豪(東京経済大学 経済学部、教授) 】 意見聴取日【 令和5年10月29日 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○トータルコストを重視した調達を検討 トータルコストを重視した調達の検討について、課題が的確に抽出されているか。また、今後の対応は十分かつ適切なものか。</p> <p>○調達事務のデジタル化の推進 今回初めて地方事務所で電子入札を実施し、地元以外の事業者が入札に参加するという効果が見られたが、地方事務所の入札案件は地方事務所単位で見ると数年に1件程度しかないことから、本局会計室の職員が出張して対応した。このような状況の中、地方事務所で実施する入札について、引き続き、電子化を推進していくべきか。</p> <p>○調達事務担当者に対する研修等 今後、当委員会内で、どのように調達改善に資する実践的ノウハウ等の情報を共有していくべきか。</p>	<p>○導入費用に比べてランニングコストが大きいものを調達する際は、ランニングコストを考慮材料に含める点は評価できる。中期的な利用状況を事前に想定することにもなるので、実態把握とともに予想される利用態様等の変化にも注意すべきであろう。</p> <p>○入札業者の幅が広がった点は、電子入札のメリットが活かされたものとして評価できる。運用上の事務コストについても、抑制されるような工夫を求めつつ、電子入札の拡充を図るのが妥当と思われる。</p> <p>○情報の共有自体は進められているものと見受けられる。共有されている情報のうち、個別の案件において必要なものを迅速かつ的確に抽出しやすくなっているか、利用者の意見も踏まえて検討されるのがよいと思われる。</p>	<p>○庁舎内のインフラについては、適宜、インフラ機器の機能や利用状況の変化、業務への支障の有無などを把握して調達内容の見直しを行い、より経済性の高い調達を行うよう努める。</p> <p>○地方事務所で実施する電子入札については、事例の蓄積がないことから、まずは電子化を推進して、費用を抑える方法等を含めて課題を明確にしていく。</p> <p>○調達担当者向けイントラネットについては、利用者の利便性も視野に入れて情報発信を行っていく。</p>

(対象期間:令和5年4月1日～令和5年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【 南島 和久(龍谷大学 政策学部 教授) 】 意見聴取日【 令和5年10月31日 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○トータルコストを重視した調達を検討 トータルコストを重視した調達の検討について、課題が的確に抽出されているか。また、今後の対応は十分かつ適切なものか。</p> <p>○調達事務のデジタル化の推進 今回初めて地方事務所で電子入札を実施し、地元以外の事業者が入札に参加するという効果が見られたが、地方事務所の入札案件は地方事務所単位で見ると数年に1件程度しかないことから、本局会計室の職員が出張して対応した。このような状況の中、地方事務所で実施する入札について、引き続き、電子化を推進していくべきか。</p> <p>○調達事務担当者に対する研修等 今後、当委員会内で、どのように調達改善に資する実践的ノウハウ等の情報を共有していくべきか。</p>	<p>○利用実績を踏まえて複合機の台数の削減、高速機から中速機へのスペックダウンを図ったとのことであるが、これについては一定の効果が見込まれる。ただし、重要なのはトータルコストであることから、今後業務に支障が生じていないかという点については、引き続き留意されたい。</p> <p>○一方で競争性の確保という命題も大事であるが、他方でそのために生じるコスト負担についても無視することはできない。競争性の確保という政府全体の取組方針は尊重しつつも、過度な形式主義に拘泥することのないよう留意されたい。</p> <p>○一定の情報集約とともに、「1分で分かる官談法」や「理解度チェックリスト」を作成されたとのこと。こうした資料は中長期的に公正取引委員会の財産になるものと思料する。関係者の努力に敬意を表したい。引き続きアップデートや関係資料の充実に努められたい。</p>	<p>○庁舎内のインフラについては、適宜、インフラ機器の機能や利用状況の変化、業務への支障の有無などを把握して調達内容の見直しを行い、より経済性の高い調達を行うよう努める。</p> <p>○地方事務所で実施する電子入札については、事例の蓄積がないことから、まずは電子化を推進して、費用を抑える方法等を含めて課題を明確にしていく。</p> <p>○引き続き、調達担当者向けイントラネットを活用して、会計室が把握した情報を他課室の調達事務担当者に発信していく。</p>